

「食都神戸」プロモーション事業にかかる業務委託仕様書

I. 業務目的

瀬戸内海に面した神戸は、都市と農村が近く、豊かな自然に囲まれ、質の高い農水産物が生産されていることに加え、開港以来 150 年にわたって港町として交易を中心に繁栄したことで、他都市では見ることのできない独自で多様な食文化が醸成された「食の都」である。

首都圏等において、「神戸の食文化」を発信することで、「食都神戸」の認知度向上を図るとともに、今後の神戸への誘客促進の足掛かりとする。

II. 業務コンセプト

多様な「神戸の食文化」を発信するうえで、情報発信するコンテンツとして知名度の高い「神戸ビーフ」「日本酒（灘五郷）」「神戸スイーツ」の3つは必ず取り上げることとする。

「コンテンツ」と「ターゲット」の相性、あるいは「ターゲット」と「プロモーション手法」の相性などを踏まえ、複数の媒体（クロスメディア・メディアミックスなど）を組み合わせながら戦略的にプロモーションを行うこととする。

本事業実施により期待する効果は、①首都圏及び海外における「食都神戸」の認知度向上、②観光客の神戸への来訪意欲の向上とする。

III. 業務内容

1. 「食都神戸」の認知度向上のために必要な動画等の制作

- ①業務コンセプトに示した首都圏向け動画を制作すること（15秒×4本）。
- ②提案したプロモーションに適した広告用動画に編集すること（例 30秒、6秒）。

2. 首都圏でのプロモーション

(1) 主要駅や商業施設でのプロモーション

主要駅や商業施設など人通りの多い場所においてプロモーションを行うこと。また、ダイナミックにプロモーションを行うなど話題作りに努めること。

(2) WEBを活用したターゲットを絞ったプロモーション

SNSの活用など、コンテンツが確実に届くようターゲットに応じたプロモーションを実施するとともに、2次拡散が生じる仕掛けを行うこと。

なお、主要駅等で行うプロモーションとの相乗効果が最大限発揮されるタイミングで実施すること。

3. 諸外国（インバウンド）に向けたプロモーション

「食のコンテンツ」と「インバウンド」の相性を踏まえ、人気のある食のコンテンツを諸外国に向けて情報発信すること。

4. その他「食都神戸」の認知度向上のための取り組み

その他、業務目的を達するために必要となる取り組みを提案・実施すること。

IV. 契約期間

契約締結日から令和5年1月31日（火）

V. スケジュール

令和4年7月	事業者決定
令和4年7月～	コンテンツ制作
令和4年10月～	首都圏については、行楽シーズンにあわせてプロモーションを実施。 なお、インバウンドについては、別途、対象にあわせて適切な時期を検討する。

VI. 成果物

プロモーションの様子、メディア掲出や SNS 上での話題（波及効果含む）など業務に係る報告書、動画を含むデータ一式

- ・報告書は A4 版カラー印刷とし、紙媒体2部と電子媒体（CD-R/DVD-R）を1部で提出すること。
- ・電子データは MS-Word、MS-Excel、MS-Powerpoint、AdobePDF のいずれかとし、フォーマットは WindowsOS に対応したものとすること。
- ・動画データは MP4 とすること。

VII. 本市との調整

本業務の遂行に係る関係者等の連絡、調整、打ち合わせ等を円滑に行うこと。

（1）各企画提案書、計画書、進捗状況報告書の提出

- ①本業務に係る進捗状況を適宜報告すること。
- ②本業務を実施する中で、進捗状況の報告書の作成が必要なものについて、本市から依頼があれば速やかに対応すること。

(2) 打ち合わせ

- ①業務遂行にあたり、本市と定期的な打ち合わせを行うこと。
- ②本市との打ち合わせ結果を記録にまとめ、速やかに本市に提出すること。

VIII. 著作物の取り扱い

別紙委託契約約款に従い業務を実施すること。

IX. その他

本業務で制作した動画等の所有権については、全て市に帰属すること。